

業務指針 新旧対照表 (改正部分は下線)

業務指針	ページ	現行	改正(案)
不動産鑑定士の役割分担等 及び不動産鑑定業者の業務 提携に関する業務指針	P1	鑑定法第 39 条第 2 項において、「鑑定評価書には、その不動産の鑑定評価に関与※1 した不動産鑑定士がその資格を表示して署名 <u>押印</u> しなければならない。」とされている。	鑑定法第 39 条第 2 項において、「鑑定評価書には、その不動産の鑑定評価に関与※1 した不動産鑑定士がその資格を表示して署名 <u>押印</u> しなければならない。」とされている。
	P1	したがって、鑑定評価書の作成に係わる者を次のとおり整理し、鑑定評価に関与した不動産鑑定士(以下「署名不動産鑑定士」という。)は署名 <u>押印</u> し、支援業務等を担当した不動産鑑定士(以下「記名不動産鑑定士」という。)は記名表記 <u>(押印不要)</u> することとする。また、他の専門家についても、同じく記名表記 <u>(押印不要)</u> することとする。	したがって、鑑定評価書の作成に係わる者を次のとおり整理し、鑑定評価に関与した不動産鑑定士(以下「署名不動産鑑定士」という。)は署名 <u>押印</u> し、支援業務等を担当した不動産鑑定士(以下「記名不動産鑑定士」という。)は記名表記 <u>(押印不要)</u> することとする。また、他の専門家についても、同じく記名表記 <u>(押印不要)</u> することとする。
	P2	鑑定評価書における表示は、署名不動産鑑定士については冒頭に署名 <u>押印</u> することとし、記名不動産鑑定士及び他の専門家については、末尾に記載する役割分担表に明示することとする。	鑑定評価書における表示は、署名不動産鑑定士については冒頭に署名 <u>押印</u> することとし、記名不動産鑑定士及び他の専門家については、末尾に記載する役割分担表に明示することとする。
	P5	前記のとおり、鑑定評価を行う場合に、受任業者に所属する不動産鑑定士は、総括不動産鑑定士又は総括不動産鑑定士以外の署名不動産鑑定士として鑑定評価に関与し、鑑定評価書に署名 <u>押印</u> することとなるため、依頼内容の全部を一括して他の不動産鑑定業者に委任すること(一括再委任)は、事実上制限されることとなる。	前記のとおり、鑑定評価を行う場合に、受任業者に所属する不動産鑑定士は、総括不動産鑑定士又は総括不動産鑑定士以外の署名不動産鑑定士として鑑定評価に関与し、鑑定評価書に署名 <u>押印</u> することとなるため、依頼内容の全部を一括して他の不動産鑑定業者に委任すること(一括再委任)は、事実上制限されることとなる。
	P8 (別紙 1)	署名 <u>押印</u> する業務	署名 <u>押印</u> する業務
不動産鑑定業者の業務実施 態勢に関する業務指針	P8 (別紙 3)	<u>⑥業者印・不動産鑑定士印は押印されているか</u>	<u>(削除)</u>